

長 第08210001号
令和元年8月28日

各指定居宅サービス事業所 }
各指定介護予防サービス事業所 } 開設者 様
各介護保険施設 }

和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局
長寿社会課 介護サービス指導室長
(公 印 省 略)

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」の送付について（通知）

標記の件について、厚生労働省老健局より、一部改正の通知が発出されたのでお知らせします。当該改正につきましては、きのくに介護deネットに改正内容を掲載しておりますので、各事業所においてご確認頂きますようお願いいたします。

また、改正後の介護給付費算定に係る体制状況一覧表の電子データについては、きのくに介護deネットの「介護給付費算定に係る体制等に関する届出」のページに掲載しておりますので、今後は、当該電子データにより届出をして頂きますようお願いいたします。

当該改正は令和1年10月1日から適用されることとなりますのでご留意願います。

本通知は、法人に対して1部のみ送付しておりますので、傘下の対象となるサービス事業所等には貴職から通知し、周知徹底願います。

<きのくに介護deネット： <https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/index.html>>

担 当：介護サービス指導室
T E L：073-441-2527
F A X：073-441-2523